

知財を生かす！

海外展開 支援策



**まる分かり
ガイド**

外国出願補助金

New!

審査請求補助金

New!

中間応答補助金

模倣品対策支援

冒認商標無効・取消係争支援

防衛型侵害対策支援

海外知財訴訟費用保険

知財総合支援窓口情報提供

海外展開に向けて知財



海外における知財活動

情報収集

? 海外の知財制度等の 情報収集をしたい！

●新興国等知財情報データベース…………… P14

アジアを中心に、中東、アフリカ、
中南米などの各国知的財産制度を紹介

●海外知財訴訟リスク対策マニュアル・ 模倣対策マニュアル…………… P14

海外進出時の知財リスクや、
外国の模倣対策を解説



権利化

? 外国出願にはお金がか 外国出願費用の負担を

●外国出願補助金……………

外国出願に要する費用の 1 / 2 を助成

●軽減制度&交付金制度……………

? 外国出願の権利化を 目指したい！

New!

●審査請求補助金……………

外国出願にかかる審査請求に要する費用
の 1 / 2 を助成

? 拒絶理由通知に 応答したい！

New!

●中間応答補助金……………

外国出願の中間応答に要する費用の 1 / 2

? ? 知財の専門家に無料で相談できます！

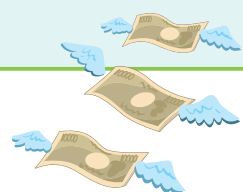
●知財総合支援窓口…………… P12

知財に関する悩みや相談に対し、
ワンストップで課題解決を支援

●海外知的財産プロデューサー…………… P13

企業における豊富な知的財産経験と海外駐在
経験を有する専門家が、訪問してアドバイス

の支援策を知りたい!



かる…
軽減したい!

.....P4

.....P5

.....P6

.....P7

を助成

権利行使 (侵害対策)



? 海外での模倣品被害を何とかしたい…

●模倣品対策支援.....P8

海外での模倣品に関する侵害調査、警告、行政摘発等に
要する費用の2/3を助成

? 海外企業に自社のブランド名を
先取出願された…

●冒認商標無効・取消係争支援.....P9

企業ブランドの商標等を第三者に先取りされた場合の
取消費用の2/3を助成

? 海外企業から権利侵害で訴えられた…

●防衛型侵害対策支援.....P10

海外で知財係争に巻きこまれた際の弁護士
相談費用など訴訟費用の2/3を助成

●海外知財訴訟保険.....P11

海外知財係争に備えた団体保険加入時の掛金の1/2を助成

知財全般の相談については **知財総合支援窓口** をご利用ください!

全国共通ナビダイヤル

0570-082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

外国出願費用の負担を軽減したい！

令和4年度の事業では公募の機会が増えます！

外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）

1 支援の概要

海外市場での販路開拓や円滑な営業展開、また模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。

特許庁では、外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、都道府県中小企業支援センター等及び日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、**外国出願に要する費用の1/2を助成します。**

助成対象となる経費

① 外国特許庁への出願手数料

- **特許・実用新案**……各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用
- **商標**……各国への直接出願費用、マドプロ出願費用
- **意匠**……各国への直接出願費用、ハーグ出願費用

※日本国特許庁に支払う費用、国内外消費税等については助成対象外になります。

② ①に要する国内代理人・現地代理人費用

③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

- 中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）。ただし、みなし大企業を除く。
- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 以下①～④を満たすこと。

① 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件。

※商標については優先権がない案件も可とします。

※優先権主張をしないPCT出願（ダイレクトPCT出願）、ハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むこと。

② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。

③ 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。

※冒認出願とは、悪意の第三者による先取り出願のこと。

④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※採択された場合は、企業名・所在地等について公表いたします。

※採択された場合は、事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）を行います。

※要件等の詳細については「お問い合わせ先」、または「ウェブサイト」をご確認ください。

※PCT出願の助成制度等については、P5記載の「軽減制度&交付金制度」をご参照ください。

3 補助率・上限額

補助率 1/2

上限額 1 企業あたり：300万円

1 案件あたり：特許 150万円

実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円

冒認対策商標 30万円

※冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願

4 公募の時期

都道府県中小企業支援センター等及びジェトロにおいて公募を受け付けます。

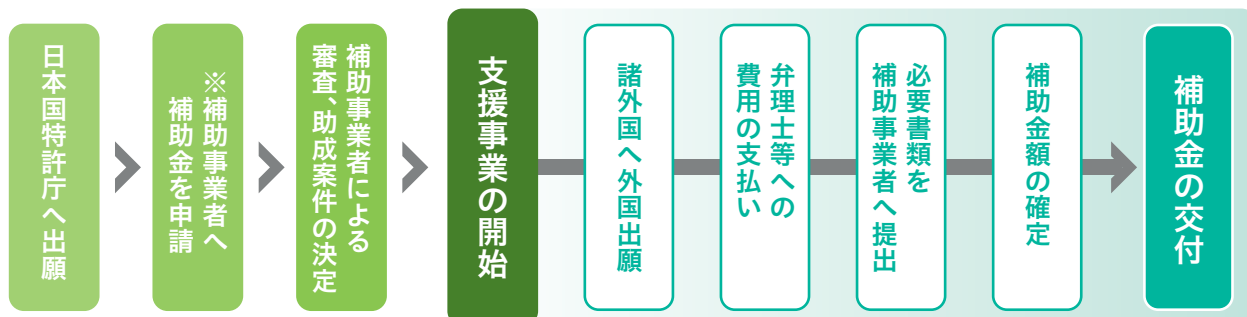
令和4年度、ジェトロでは公募を2回実施します。 1回目：5月9日～5月31日

2回目：7月1日～7月29日

都道府県中小企業センター等の本年度公募期間については、裏表紙の地域実施機関の各センターにお問い合わせください。



5 支援の流れ



※補助事業者＝都道府県中小企業支援センター等及びジェトロ（連絡先は裏表紙を参照） ●支援決定後に発生した費用を助成。

お問い合わせ先

外国出願補助金



【全国実施機関】 ※全国の事業者から申請を受理します。

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課 外国出願デスク

TEL：03-3582-5642 E-mail：SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

【地域実施機関】 ※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します。

都道府県中小企業支援センター等（裏表紙をご参照ください。）

【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班 TEL：03-3581-1101（内線2145）

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html



PCT国際出願に要する費用を安くできます！

軽減制度 & 交付金制度

日本の特許庁に対し、日本語でPCT国際出願を予定している中小企業や大学等のみなさまに朗報です！
軽減制度&交付金制度を利用すると、手数料がトータルで…

中小企業・大学は**1/2**に！
小規模企業・中小ベンチャー企業は**1/3**に！
福島浜通り等の中小企業は**1/4**に！

※大企業の子会社は基本的に対象外



申請時に安くなる！ 軽減制度

対象となる手数料

出願時：送付手数料・調査手数料

予備審査請求時：予備審査手数料

申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、軽減申請書を提出してください。



※詳細は、特許庁ウェブサイト「国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続」でご確認ください。

申請後に交付される！ 交付金制度

対象となる手数料

出願時：国際出願手数料

予備審査請求時：取扱手数料

申請方法

願書又は予備審査請求書が特許庁に受理された旨の通知書の発送日後、かつ、手数料納付後6か月以内に、交付申請書を提出してください。



※詳細は、特許庁ウェブサイト「国際出願促進交付金の交付申請手続」でご確認ください。

お問い合わせ先

（対象要件について）特許庁 総務部 総務課 調整班

TEL：03-3581-1101（内線2105）

（手続について）特許庁 審査業務部 出願課 国際出願室

TEL：03-3581-1101（内線2643）

外国出願の権利化を目指したい！

New! 令和4年度新規事業

審査請求補助金（中小企業等外国出願中間手続支援事業）

1 支援の概要

海外で特許の権利化を進めるにあたり、出願後に審査を開始するための「審査請求」が必要な国・地域があります。

特許庁では、外国特許庁へ「審査請求」を予定している中小企業者等に対し、日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、**外国特許庁での審査請求に要する費用の1/2を助成します。**

助成対象となる経費

- ① 外国特許庁への審査請求料
※審査請求と同時にを行う補正費用についても対象
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用



2 支援の対象・要件

- 「中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）。ただし、みなし大企業を除く。
- 令和3年度までに、特許庁の「外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）」を利用し、出願した「特許」のうち、当該補助金の採択後に3庁（欧州、中国、韓国）に審査請求する予定の案件で、審査請求期間内であること。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェトロまでお問い合わせください。

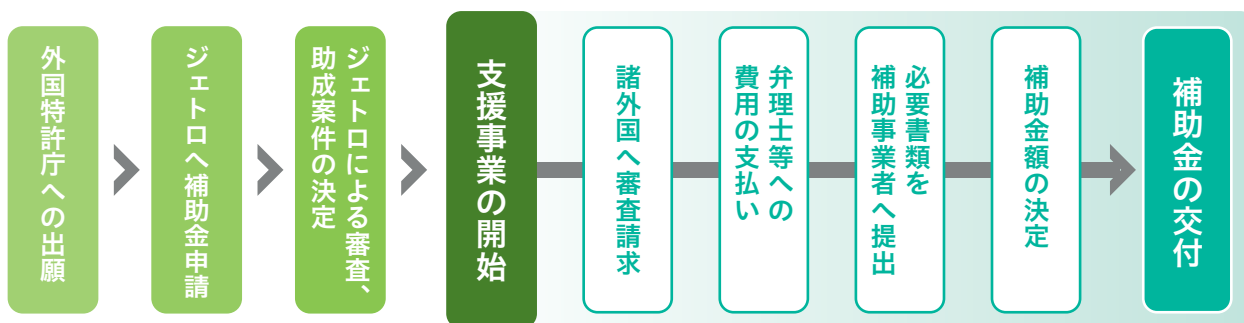
3 補助率・上限額

補助率 1/2
上限額 1企業あたり：60万
1案件あたり：20万

4 公募の時期

公募開始時期は未定となっておりますが、公募の準備が整い次第、特許庁及びジェトロのウェブサイトにて公表いたします。

5 支援の流れ



お問い合わせ先

審査請求補助金



【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課 外国出願デスク
TEL：03-3582-5642

【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL：03-3581-1101（内線2145）

中間応答補助金（中小企業等外国出願中間手続支援事業）

1 支援の概要

海外の特許出願について、出願国での審査の結果、拒絶の理由があると判断されると「拒絶理由通知」が出されます。権利化のためには、これらの拒絶理由を解消するための応答手続き（中間応答）が必要です。特許庁では、外国へ特許出願を行った案件で、拒絶理由通知を受領し、今後応答を検討している中小企業等に対し、日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、**外国出願の中間応答に要する費用の1/2を助成します。**

助成対象となる経費

- ① 外国特許庁への中間応答費用
※中間応答と同時に行う補正費用についても対象
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）。ただし、みなし大企業を除く。
- 令和3年度までに、特許庁の「外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）」を利用し出願した特許のうち、4庁（米国、欧州、中国、韓国）から、「拒絶理由通知」を受領している案件であること。
- 拒絶理由に「新規性」、「進歩性」が指摘された案件であること。
- 採択後に、応答手続きを行い、応答期限内の対応が可能な案件であること。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェトロまでお問い合わせください。

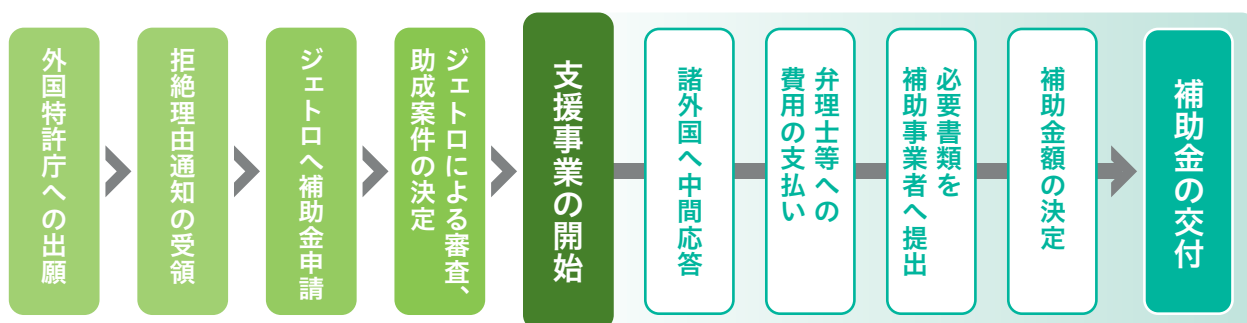
3 補助率・上限額

補助率 1/2
上限額 1企業あたり：30万
※1企業1案件1カ国の申請まで可能

4 公募の時期

公募開始時期は未定となっておりますが、公募の準備が整い次第、特許庁及びジェトロのウェブサイトにて公表いたします。

5 支援の流れ



お問い合わせ先

中間応答補助金



【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課 外国出願デスク
TEL：03-3582-5642

【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL：03-3581-1101（内線2145）

模倣品対策支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）

1 支援の概要

経済のグローバル化に伴い、日本企業の商品の模倣品が製造され、各国で被害が報告されています。模倣品の放置は、ブランドイメージの低下や模倣品による安全性の問題など企業に悪影響をもたらす恐れがあり、対策を講じることが重要です。

特許庁では、海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等について、その費用の2/3を助成しています。

助成対象となる経費

- ① 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査
- ② 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取り締り
※なお行政摘発、取り締りについて、特許権・実用新案権・意匠権は中国のみが対象国となります。
- ③ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請
- ④ 代理人費用

※①～③について、国・地域によっては実施できない可能性もございますので、事前に補助金申請先のジェットロにご相談ください。



2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」の模倣被害については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 対象国において、特許、実用新案、意匠、商標の権利を保有していること。
- 対象国において、権利侵害の可能性を示す証拠があること。

※要件等の詳細は「お問い合わせ先に記載されているウェブサイト」をご確認ください。

3 補助率・上限額

補助率 2/3
上限額 400万円

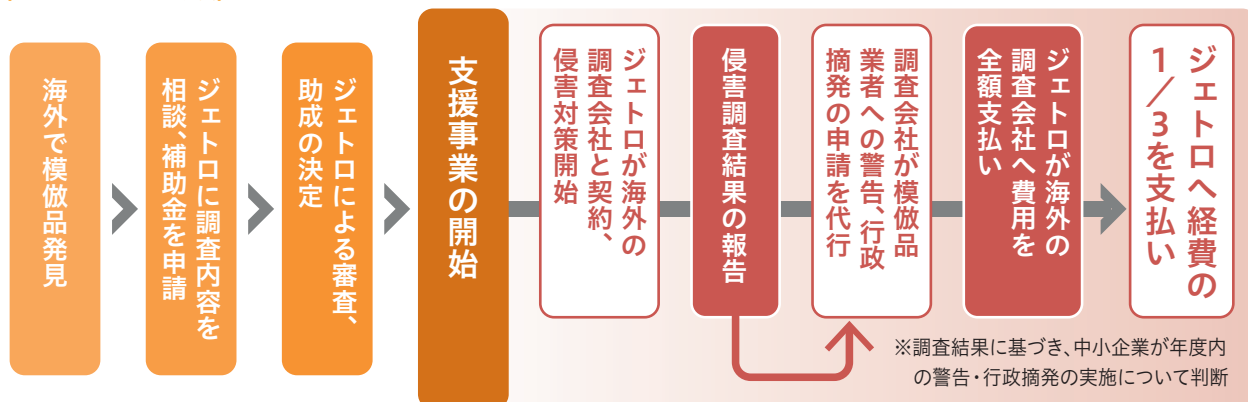
4 公募の時期

2022年10月31日まで（予算がなくなり次第終了）

※十分な調査等を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ

〈サポート型支援〉



〈セルフ型支援〉

支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェットロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援があります。

当制度の詳細は、補助金申請先のジェットロまでお問い合わせください。

冒認商標無効・取消係争支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）

1 支援の概要

特許庁では、中国等海外で現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願（※）された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判（例：中国における三年不使用取消）請求など、冒認商標を取消するためにかかる費用の2/3を助成します。

※悪意の第三者が自社ブランド等を先取り出願すること

助成対象となる経費

- ① 冒認商標を取り消すための、異議申立、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
- ② ①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること。

※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェトロまでお問い合わせください。

3 補助率・上限額

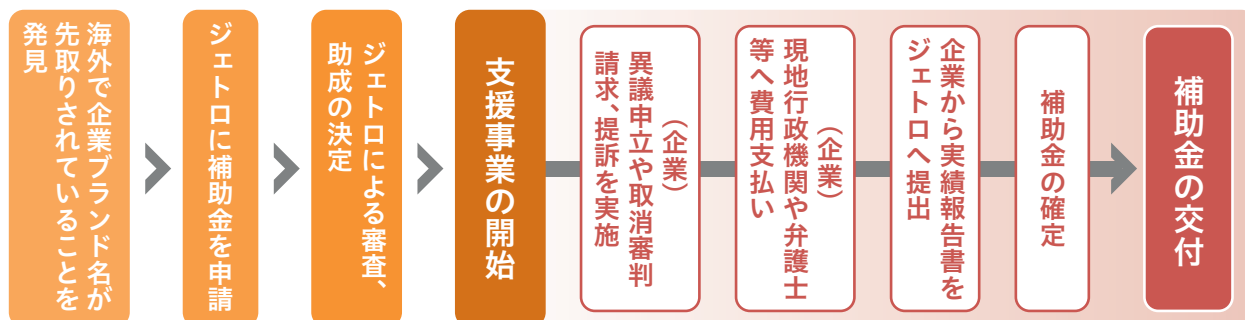
補助率 2/3
上限額 500万円

4 公募の時期

2022年10月31日まで（予算がなくなり次第終了）

※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ



●支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

お問い合わせ先

模倣品対策支援事業



https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/



冒認商標無効・取消係争支援事業



https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html



【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課 TEL：03-3582-5198

【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL：03-3581-1101（内線2145）

防衛型侵害対策支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）

1 支援の概要

近年では、進出先の国において、悪意のある外国企業から、冒認出願（※）で取得された権利等に基づき、日本企業が権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を起こされたりするなどのトラブルに巻き込まれるケースが見られます。

特許庁では、このようなケースで海外企業から警告、訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用の2/3を助成します。

※悪意の第三者が自社ブランド等を取引出願すること

助成対象となる経費

弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用など

2 支援の対象・要件

- 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）ただし、みなし大企業を除く。
- 「地域団体商標」に関する係争については、商工会議所、商工会、NPO法人等が対象。
- 対象国で係争に関連する産業財産権を保有、もしくはその実施権を得ていること。ただし、下記①、②の冒認出願による係争の場合は、係争に関連する産業財産権を日本国で保有していること。
- 海外において、外国企業から以下の①～③の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれている中小企業。
 - ① 冒認出願等により現地の産業財産権を現地企業に先取されている。
 - ② 現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されている。
 - ③ 無審査によって取得できる現地の産業財産権が現地企業との間で並存している。

※上記の係争相手である現地企業が日系企業である場合は原則支援対象外。

※要件等の詳細については、補助金申請先のジェットロまでお問い合わせください。

3 補助率・上限額

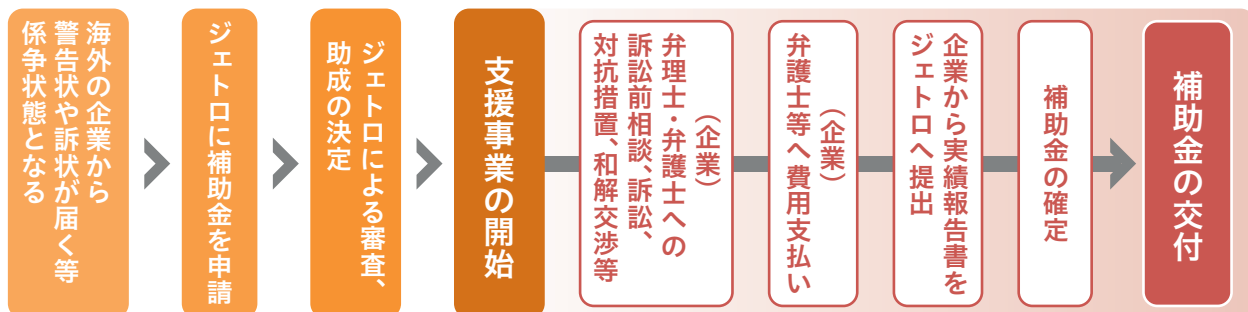
補助率 2/3
上限額 500万円

4 公募の時期

2022年10月31日まで（予算がなくなり次第終了）

※既に係争中の案件も対象となります。十分な対策を行うためにも、なるべく早い時期での申請をお勧めいたします。

5 支援の流れ



●支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。

お問い合わせ先

防衛型侵害対策支援事業



【補助金申請先】

（独）日本貿易振興機構（ジェットロ）知的財産課 TEL：03-3582-5198

【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL：03-3581-1101（内線2145）

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas



海外知財訴訟費用保険 (海外知財訴訟保険事業)

1 支援の概要

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

特許庁では、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティーネットとしての施策」として、全国規模の中小企業を会員とする団体に補助金を交付し、中小企業が**海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を助成し、中小企業の掛金負担を軽減します。**

助成対象となる経費

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険の加入に要する費用

※海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する「お問い合わせ先に記載されている【保険内容や保険加入について】の各団体」にご連絡ください。

また、本補助事業全般については、特許庁普及支援課支援企画班までご連絡ください。

2 支援の対象・要件

- 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業。ただし、みなし大企業を除く。
- 海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業

※要件等の詳細は「お問い合わせ先に記載されているウェブサイト」をご確認ください。

3 補助率

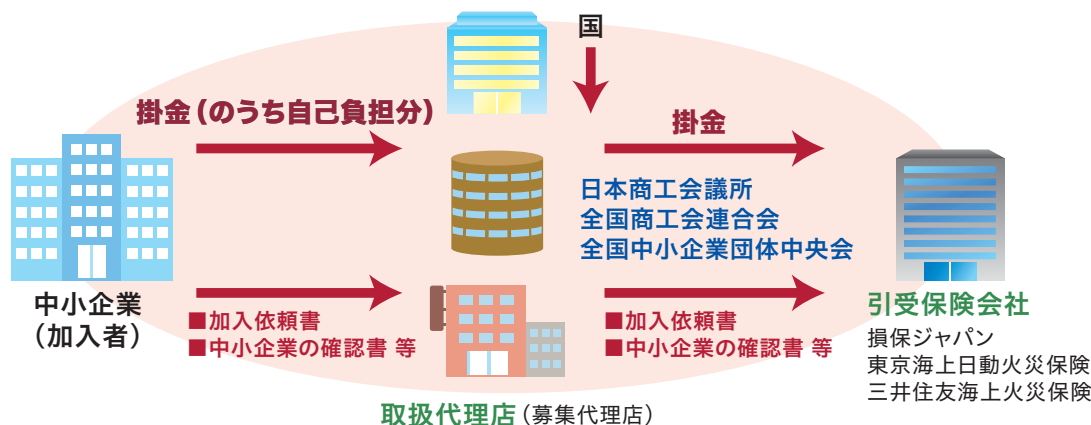
補助率 掛金の 1 / 2

※ 2 年目以降の更新の場合は、掛金の 1 / 3

4 公募の時期

2022年 7 月 1 日始期分 (7 月 1 日付け加入分) より開始 (2023年 2 月 1 日始期分まで又は予算がなくなり次第終了)

5 制度の仕組み



お問い合わせ先

特許庁 海外知財訴訟費用保険

【保険内容や保険加入について】

- (1) 日本商工会議所 総務部
- (2) 全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課
- (3) 全国中小企業団体中央会 政策推進部

TEL : 03-3283-7832

TEL : 03-6206-6264

TEL : 03-3523-4904

【制度全般について】

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL : 03-3581-1101(内線2145)

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



知財総合支援窓口

1 支援の概要

アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題に対し、よろず支援拠点をはじめとする関係機関と連携しつつ、知財の側面から支援します。より専門的な相談や高度な相談については、**弁理士や弁護士、海外知的財産プロデューサー等の専門家と協働して無料でアドバイスします。**

具体的な支援内容

～海外展開に関する支援～

海外で知財権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知財に関するライセンス契約に関して専門家による助言等の支援を行います。

2 支援の対象

- 社内に存在するアイデアや技術を利益につなげ、企業経営に生かしたい
 - 社内の知財管理体制を整備したい
 - 企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題の解決を行いたい
- など、知的財産権の取得や活用についての相談を希望する中小企業等

3 支援の流れ

全国47都道府県に設置している窓口にて、無料でご相談頂けます。電話・ウェブ・訪問による支援も可能です。



お問い合わせ先

知財総合支援窓口、知財ポータル



【知財の相談について】

電話：全国共通ナビダイヤル(0570-082100)

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします

平日9：00～17：00(各窓口により異なる場合があります)

URL：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

【事業全般について】

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT) 知財活用支援センター 地域支援部管理担当

電話：03-3581-1101(内線2412)



海外知的財産プロデューサー

1 支援の概要

企業における豊富な知的財産経験と海外駐在経験を有する海外知的財産プロデューサーが、海外ビジネス展開に応じた知的財産リスクやその具体的対策、知的財産の管理・活用に関するアドバイス・支援を**無料・秘密厳守**で行います。

具体的な支援内容

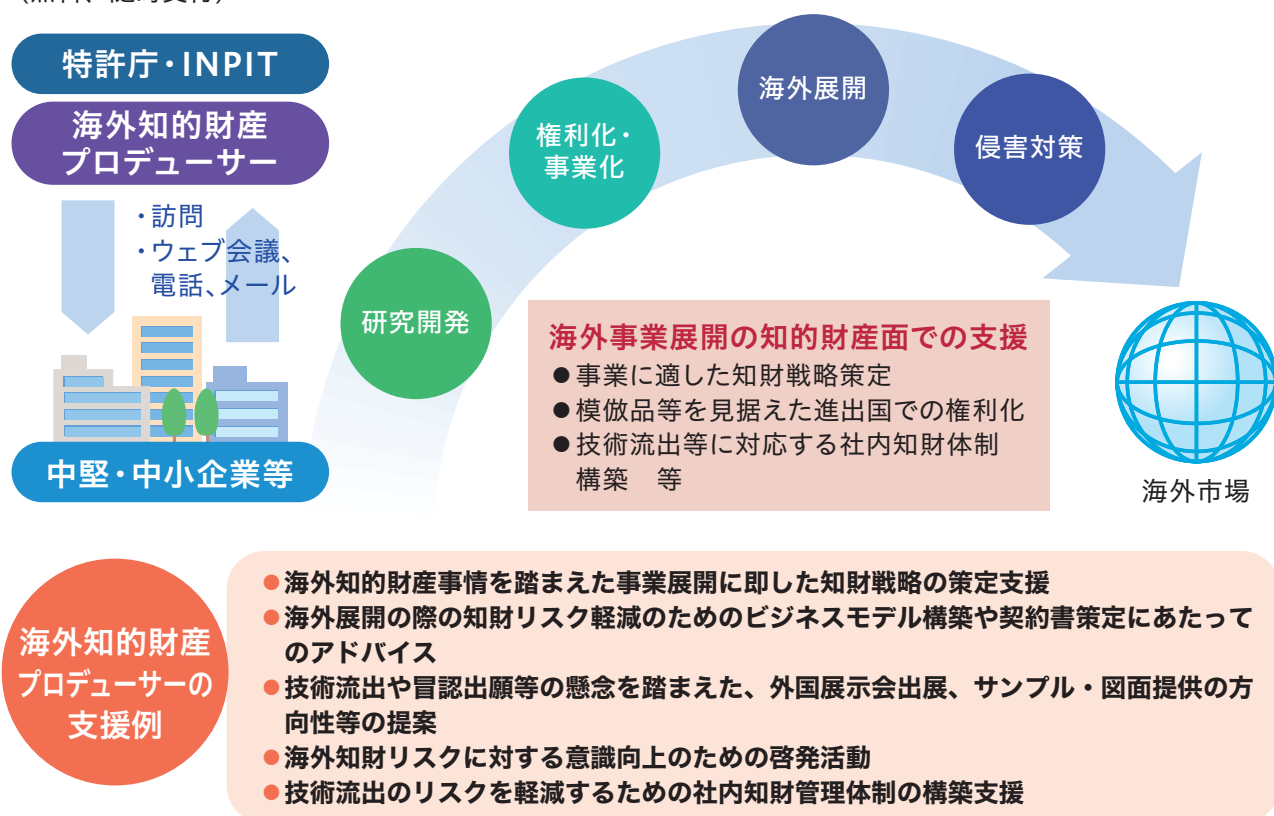
- ① 海外進出、海外事業展開における様々なお困りごと・悩みごとについて、御社までお伺いして、お悩みに対応します。ウェブ会議、電話、メールでの対応も行います。
- ② セミナー・シンポジウム・社内研修へ、海外知的財産プロデューサーを講師として無料で派遣し、海外展開の際の知財リスクや対応策など、ビジネス視点での知的財産の活用ノウハウを提供します。

2 支援の対象

海外進出・展開を検討している中堅・中小企業等

3 支援の流れ

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)のウェブサイト、電話またはメールでお申し込みいただけます。(無料、随時受付)



お問い合わせ先

海外知的財産プロデューサー

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT) 海外展開知財支援窓口
 電話：03-3581-1101(内線3823)
 メール：ip-sr01@inpit.go.jp
 URL：https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/



海外の知財制度等に関する情報収集ツール

新興国等知財情報データベース（ウェブサイト）

アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米などの各国知的財産制度や公報、統計等の情報へのアクセス方法、模倣被害、訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等をコンテンツとして掲載しています。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp>

新興国 知財



お問い合わせ先 ▶ (独)工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当

TEL : 03-3581-1101 (内線3823)

各種マニュアル

●海外知財訴訟リスク対策マニュアル

中小企業の海外進出が増えている中で、海外において知財に絡む係争に巻き込まれるケースも増えています。現在海外展開を検討している、もしくは、準備を進めようとしている中小企業の皆さまに、知的財産にまつわる「リスクに自ら気づき」、「必要な予防」のヒントをとりあげたマニュアルをぜひご活用ください。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/soshou_manual.html

海外知財訴訟リスク対策マニュアル



お問い合わせ先 ▶ 特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班

TEL : 03-3581-1101 (内線2145)

●模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書

特許庁では、模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報を、模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、調査報告書として取りまとめているので、ぜひご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gaikoku.html>

お問い合わせ先 ▶ 特許庁 総務部 国際協力課 海外戦略班

TEL : 03-3581-1101 (内線2577)

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

お問い合わせ先 ▶ 特許庁 総務部 国際協力課 模倣品対策室

TEL : 03-3581-1101 (内線2579)

海外でも知財の専門家が相談をお受けします！



〈知財駐在員 / IP attaché〉

特許庁は、主要国・地域に事務所を保有する団体、組織の事務所に知的財産権制度に精通した知財専門家（調査員）を常駐させています。各専門家は、各国・地域の知的財産権制度及びその運用に係る幅広い情報収集・調査研究活動の実施とともに、現地日系企業からの相談に対して、各国又は地域の特許法律事務所を活用し法制度面からのアドバイス等を行っています。

■お問い合わせ先 特許庁 総務部 国際協力課 海外戦略班 TEL : 03-3581-1101 (内線2577)

及源鋳造株式会社 (岩手県)

事業内容：南部鉄器の製造販売
所在地：岩手県奥州市水沢羽田町字堀ノ内45
資本金：1,000万円 従業員：68人
設立年：1947年
WEB：https://oigen.jp/

伝統工芸品「南部鉄器」に革新的な特許製法とブランディングに商標を活用し海外展開

及源鋳造株式会社は、南部鉄器の鉄鍋、鉄瓶、鉄急須などの製造販売を行う、創業170年の岩手県の企業で、現在は5代目の及川 久仁子氏が代表を務める。50年前の先代の時代からデザイナーを採用した、当社の製品は伝統工芸品でありながら、モダンで洗練され、かつ実用的で幅広い世代に支持されている。

《知財への取り組み》

- ◆2003年に発売した「上等鍋」の製造過程で、ネイキットフィニッシュ＝「裸仕上げ」と呼ばれる鉄自体の組成を変化させ、錆びにくくする技法を専務である秀春氏が生み出し、2006年に南部鉄器の製法技術の特許を取得することから、同社の知財活用は始まった。
- ◆その後、製品のブランド名の商標を登録することを進め、現在では、ブランディングを行っていくうえで、知財は製品開発と企画がセットである必要があると考えている。

《本事業による事業効果や感想》

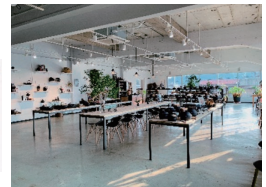
- ◆外国出願のきっかけは、以前取引のあった海外の代理店より、現地において外国産南部鉄器が出回っており、真正品との区別をつけるために商標登録の必要性を提案され、自社での外国出願に踏み切ったことによる。
- ◆以降、外国出願についても海外市場展開に合わせて実施することになる。そこで社名である「OIGEN」をはじめ、国内で販売していた上等鍋の名称「JOTO」、同社の加工方法を指す「NATURAL OILFINISH」などの商標を、(公財)いわて産業振興センターを窓口、平成27、28年度年に当補助金を利用して米国、中国、豪州、欧州に外国出願を行った。
- ◆ビジネスにおいて、自社で商標などの知財保有は、現在は当然のこととして捉えられており、海外代理店と取引では不可欠なものである。
- ◆また、商標「OIGEN」は、商品パッケージをはじめ、商品PRの場

においては必ず使用しており、消費者へ浸透し始めている。同社製品の証として認識され、選択する際の一つの目安となっている。

- ◆現在は、直接取引で10カ国に海外展開。南部鉄器は国内に比べて海外ではより高額な商品であるが、販売好調でリピーターも多い。また、使い方や手入れ、レシピなどを紹介し長年使っていただけるよう、現地代理店からもアイデアを貰い商品展開を行っている。
- ◆一時期南部鉄器が国内外で人気となった時には外国産の南部鉄器が国内、海外で多く出回った。現在は消費者の意識も上がり、少なくなったが、同社の製品は、職人が魂を込めてつくっている大切な製品であり、偽物や安物による影響を軽視することはできない。引き続き自社のHPでも模倣品への注意喚起をしながら冒認商標対策、模倣品対策としても権利化を続けていく。



特許製法「ネイキットフィニッシュ」を使った「naked pan」



南部鉄器の魅力を伝えるOIGENのファクトリーショップ



外国出願補助金

株式会社グリーンベル (大阪府)

事業内容：爪切り等のネイルケア商品、美粧小物、理髪用品等刃物関連商品の製造販売
所在地：大阪府大阪市淀川区東三国4-8-13
資本金：1,728万円 従業員：80人 設立年：1968年
WEB：https://www.greenbell.ne.jp

冒認商標の経験から、外国出願により自社ブランドを保護し、海外展開をすすめる活用事例

株式会社グリーンベルは、刃物を中心とした、ネイルケア商品、化粧小物、理髪用品など身の回りの生活用品の製造販売を行う、54年の歴史をもつ大阪府のメーカーである。現在でも、創業者のゆかりの地であり、刃物の町として知られる岐阜県関市に工場を構え、長年刃物を中心とした製造を行い「匠の技」、「SekiEDGE」といったブランドを展開している。

《知財への取り組み》

- ◆当社では「職人の技」を生かした品質はもとより、デザイン、アイデアにも視点を置いた独自のものづくりで、現在の取扱商品は700～800品であり、特に爪切りの国内販売においては高いシェアを保持している。また、新商品を発売する際には、意匠、商標を中心に国内外で出願を行うようにしている。
- ◆当社の製品は、形状的に模倣されやすい商品であるため、現在では、商標だけでなく意匠も併せて権利化し、冒認出願対策としても外国出願を行っている。この背景には、30年程前に作った樹脂カール器が大ヒットしたものの、当初は知的財産権に無知だった為、意匠権を取得しておらず、世界中でコピー品が出回った苦い経験によるもの。
- ◆現在では、ブランドを維持し、販売を継続するには多角面での権利を保有し、権利侵害に対抗できることが必要だと認識している。

《侵害対策を実施した背景と本事業による効果》

- ◆訪日外国人増加に伴い、日本土産として爪切りの「匠の技」シリーズの商品が人気となり、同社製品の知名度が高まるとともに、2017年ごろ中国で模倣と思われる製品の販売が行われていることが判明する。調査の結果、中国で他社により同社商品の類似商標が多数出願されていることが確認され、このままでは模倣品対策が実施できない状況であった。
- ◆そこで、これらの商標の取り消しを求めて、まずは、2017年に「冒認商標無効・取消係争支援」を利用し、これらの商標の取り消しを実施。しかし、係争者から応訴を受けてしまったため、翌年か

らは、「防衛型侵害対策支援」に切り替えて、数年にわたり対抗措置を行い、権利を取り戻すことに成功した。

- ◆これによって、「匠の技」シリーズの販売に障害がなくなり、売り上げも伸びている。当社の諦めない粘り強い対抗処置により、商標を取り戻すことができたが、係争には、時間も費用も要した。この経験により、改めて知財の重要性を理解し、現在では新商品の発売と合わせて市場とする地域で外国出願を行うことにしている。
- ◆また、これにより模倣品対策も実施できる体制となったことから、「模倣品対策支援」を利用し、今後は積極的な模倣品排除にも取り組んでいく。



GREEN BELL

匠の技

当社の商標

匠之技

冒認出願された商標

匠の技
ルーペ付きつまみきり(左)
当社の商標(中央)と
冒認出願された商標(右)
書体も同一で
「の」を「之」に変えて
他者により出願された



外国出願補助金



冒認商標無効・
取消係争支援



防衛型侵害
対策支援

令和4年度 中小企業等外国出願補助金実施機関

【全国実施機関】 ※全国の事業者から申請を受理します。

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) イノベーション・知的財産部 知的財産課 外国出願デスク
TEL: 03-3582-5642 / E-mail: SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

【地域実施機関】 ※域内に本社、支社、事業所等がある事業者から申請を受理します

(令和4年5月1日現在)

局	都道府県	都道府県等中小企業支援センター名	住 所	電話番号
北海道	北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2403
東北	青森県	(一社)青森県発明協会	青森市長島一丁目1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	017-762-7351
	岩手県	(公財)いわて産業振興センター	盛岡市北飯岡二丁目4番26号 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3825
	宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階	022-225-6638
	秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5614
	山形県	(公財)山形県産業技術振興機構	山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター内	023-647-3163
関東	福島県	(公財)福島県産業振興センター 技術支援部(テクノ・コム)	郡山市待池台一丁目12番地(福島県ハイテクプラザ内)	024-959-1951
	茨城県	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階	029-224-5412
	栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617
	群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター内	027-265-5012
	千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	船橋市北本町1-17-25 ベンチャープラザ船橋1階	047-426-9200
	千葉市	(公財)千葉市産業振興財団	千葉市中央区中央2丁目5番1号 千葉中央ツインビル2号館8階	043-201-9504
	埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	さいたま市中央区上落合2丁目3番2号 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-621-7050
	神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル5階	045-633-5126
	新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階	025-246-0063
	長野県	(公財)長野県産業振興機構	長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5028
	山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	甲府市大津町2192番地8号 アイメッセ山梨3階	055-243-1888
中部	静岡県	(公財)静岡県産業振興財団	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4F	054-273-4434
	愛知県	(公財)あいち産業振興機構	名古屋市市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)14階	052-715-3074
	岐阜県	(公財)岐阜県産業経済振興センター	岐阜市数田南5丁目14番53号 OKBふれあい会館10階	058-277-1092
	三重県	(公財)三重県産業支援センター	津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階	059-253-4355
	富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	富山市高田529番地 富山技術交流ビル1階	076-444-5606
	石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1F	076-267-1145
近畿	福井県	(公財)ふくい産業支援センター	福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター内	0776-55-1555
	滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階	077-511-1413
	京都府	(公財)京都産業21	京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-9425
	京都市	(公財)京都高度技術研究所	京都市下京区中堂寺南町134番地	075-366-5270
	大阪府	(公財)大阪産業局	東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階	06-6748-1052
	兵庫県	(公財)新産業創造研究機構	神戸市中央区港島中町6丁目1 神戸商工会議所会館4階	078-306-6808
	奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階	0742-36-8312
	和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階	073-432-5122
中国	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	鳥取市若葉台南7丁目5番1号	0857-52-6722
	島根県	(公財)しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	0852-60-5112
	岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9711
	広島県	(公財)ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7718
	山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設内(KDDI維新ホール4階)	083-902-3722
四国	徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	088-654-0101
	香川県	(公財)かがわ産業支援財団	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-867-9332
	愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	松山市久米窪田町337-1	089-960-1201
	高知県	(一社)高知県発明協会	高知市布師田3992番地3 高知県工業技術センター4F	088-845-7664
九州	福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-0035
	佐賀県	(公財)佐賀県産業振興機構	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-30-8191
	長崎県	(一社)長崎県発明協会	大村市池田2丁目1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-52-1144
	熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	上益城郡益城町田原2081-10	096-286-3300
	大分県	(一社)大分県発明協会	大分市高江西1丁目4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171
	宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎テクノリサーチパーク・宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3850
	鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2階	099-219-1272

制度に関する
お問い合わせ

特許庁 総務部 普及支援課 支援企画班
TEL: 03-3581-1101(内線2145)

※本冊子は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」に基づく判断基準を満たす紙を使用しており、「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙へリサイクル可」

詳しくは⇒ https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html